

米国における譲受人責任（Transferee Liability）制度

—— Midco取引をめぐる判例の動向 ——

今 村 隆

- 第1 はじめに
- 第2 譲受人責任制度の概要
- 第3 Midco取引
- 第4 我が国へのインプリケーション
- 第5 結び

第1 はじめに

我が国の国税徴収法（以下「徴収法」という。）32条ないし41条の第二次納税義務制度は、滞納者がその財産を処分するなどして徴収を回避することに対抗する制度であり、徴収事件の中でも中核を占める制度である。そのため第二次納税義務に関する判例も多数あり、活発に議論されている分野でもある。

一方、米国の内国歳入法典（Internal Revenue Code, 以下「歳入法典」という。）でも、6901条及び6902条に滞納者からの譲受人責任（transferee liability）ということで類似の制度があり、徴収事件で活用されている。我が国の第二次納税義務制度は、昭和34年の徴収法の改正で一新されたものであり、特に徴収法39条は、民法424条の詐害行為取消制度と同様の制度であったが、主観的要件を不要として行政処分として簡易迅速に執行できることを目

指したものである。⁽¹⁾ 我が国の立法担当者が編集した『国税徴収法精解』では、米国の譲受人責任についての判例の紹介がなされていて、⁽²⁾ 米国の譲受人責任制度は、我が国の第二次納税義務制度の立法でも参考にされたことがうかがえる。⁽³⁾

ところで、米国の譲受人責任についても古くから判例があるが、最近中間会社を利用した「Midco取引」という徴収回避のスキームが判例で多数問題となっている。このスキームは、我が国でもあり得るスキームであり、Midco取引をめぐる判例の動向を検討することは、米国における譲受人責任制度の最近の議論を検討するとともに、我が国にも多くのインプリケーションがあると考えられる。

そこで、以下、米国の譲受人責任制度の概要を論じた上で、最近、同制度の適用の可否が問題となっているMidco取引をめぐる判例の動向を検討し、我が国へのインプリケーションを論じることとした。なお、「Midco」というのは「中間会社」の意味である。

第2 譲受人責任制度の概要

1 譲受人責任の根拠と要件

(1) 歳入法典6901条及び6902条

歳入法典6901条は、譲受人責任の手続を定めた規

(1) 拙稿「国税徴収法39条の第二次納税義務の適用範囲と要件事実」日本大学法科大学院「法務研究」12号（平成27年）2-3頁
 (2) 吉国二郎ほか編『国税徴収法精解（令和6年改訂）』（大蔵財務協会）379頁（注）
 (3) 米国の譲受人責任制度については、森浩明「米国の租税徴収制度について」税務大学校論叢40号（平成14年）628頁以下がある。

定である。これに対し、歳入法典6902条は、立証責任に関する規定である。両条は、次のとおりである。

○6901条（譲渡された資産）

(a) 徴収方法一次の債務の額は、本節に定める場合を除き、その債務が発生した租税の場合と同じ方法で (in the same manner)、同じ規定及び制限に従って、課税、納付及び徴収されるものとする：

(1) 所得税、遺産税及び贈与税—

(A) 譲受人 (Transferees) —財産の譲受人は、法律上又は衡平法上 (at law or in equity)、サブタイトル A 又は B によって課される租税に関しては、以下の責任を負う。

(i) サブタイトル A (所得税関係) で課される納税者の租税

(ii) 第11章 (相続税) で課される被相続人の租税

(iii) 第12章 (贈与税関係) により課される贈与者の租税

(B) 受託者 (Fiduciaries) —
省略。

(2) その他の租税
省略

(b) 納税義務— (a)項に規定される納税義務は、申告書に記載された税額、又は不足税額、過少税額のいずれであってもよい。

(c)ないし(g) 省略

(h) 譲受人の定義—本節において、「譲受人」という用語には、受贈者 (donee)、相続人 (heir)、動産の受遺者 (legatee)、不動産の受遺者 (devisee)、及び分配を受けた者 (distributee) が含まれ、相続税に関しては、6324条(a)(2)に基づき、相続税の一部を個人的に負担する者も含まれる。

(i) 省略

○6902条（譲受人に特別に適用される規定）

(a) 立証責任—租税裁判所に対する訴訟手続において、立証責任は、申立人が納税者の財産の譲受人として納税義務を負うことを示すことについては長官にあるが、譲渡人である納税者が納税義務を負っていたことを示すことについては長官にない。

(b) 証拠：納税者の財産の譲受人は、租税裁判所への申立てにより、租税裁判所の定める規則に従い、納税者又は納税者の財産の先行譲受人の帳簿、書類、文書、通信、その他の証拠の予備調査を受ける権利がある。このような申立てがあった場合、租税裁判所は、租税裁判所又はその部門が命じ、裁判官が署名した召喚状 (subpoena) により、米国内にあるすべての帳簿、書類、文書、通信及びその他の証拠の提出を求めることができる。このような調査は、召喚状で指定された時と場所で行われる。

※下線筆者

(2) 6901条—手続規定

ア 6901条の目的

6901条は、手続的規定であり、譲受人責任の根拠は、実体法により決定される。これは、後記Stern事件最高裁判決でも明らかにされている。この実体法が州法であるのか連邦法であるのかは争いがあり、後記3で検討する。

このように6901条が手続規定にすぎないことは、我が国の徴収法39条などが実体要件も定めているのとは異なっている。

6901条a項が「同じ方法で徴収される」と規定しているのは、譲受人が納税者と同様6212条a項の下で不足額の法定通知 (90日レター) を受ける資格があり、譲受人は納付前に租税裁判所で IRS (内国歳入庁) の主張を争うことができることを意味してい

⁽⁴⁾ また、不足額の通知を受けた場合、譲受人は、通知と要求後10日以内に納付しなければ、譲受人の財産に対して6321条の下で先取特権 (lien) が成立し、IRSは6331条に基づく差押え等の徴収処分 (levy) 又は7403条に基づく先取特権の差押えの訴えによって未払い分を回収できる。⁽⁵⁾

譲受人責任の発生する根拠となる納税義務は、課税処分を受けていなくても、納税義務が発生していれば足りるとされている。1941年Scott事件巡回裁判所判決によると、法人税は株主への譲渡後に賦課されたが、法人税は「株主が通知義務を負う法人の潜在的債務」であったとして、会社から過大な配当を受けた株主も「譲受人」とされている。

イ 6901条の要件

(ア) 譲受人

「譲受人」とは、受贈者、相続人、受遺者及び財産の分配を受けた者である (6901条h項)。さらに、財務省規則で、解散した会社の株主、破産者の譲受人と受贈者、会社の後継者、会社更生法の当事者などを追加している。⁽⁷⁾

財産の譲渡は、所有権のタイトルの移転を必要としないが、最低限、実質的な所有権が譲受人に移転していなければならない。⁽⁸⁾ その意味で、保証人は、「譲受人」には当たらない。⁽⁹⁾

一方、「譲受人」には、上記のとおり、「財産の分配を受けた者 (distributee)」も含まれており、⁽¹⁰⁾ 1950年Charles事件巡回裁判所判決は、代表取締役が会社から過大な給与の支払いを受けた場合には、

「譲受人」に当たるとしている。我が国でも、納税義務者である法人から過大退職給与の支給を受けた取締役や過大な配当を受けた株主にも第二次納税義務が課されるとしており、⁽¹¹⁾ 米国でも過大給与の支給を受けた取締役に譲受人責任を認めているのである。

(イ) 法律に基づく責任

多くの州は、統一不正譲渡法 (Uniform Fraudulent Transfer Acts : UFTA) を採用しており、このような債権者保護法などに基づく責任が問題となる。下記衡平法上の責任を実定法化したものである。

(ウ) 衡平法に基づく責任

衡平法上の責任とは、判例で認められた責任である。衡平法上の責任が認められるためには、①譲渡者への財産の譲渡、②譲渡が不十分な対価で行われたことなどのほか、譲渡者から回収するためのあらゆる合理的な努力がなされ、これ以上の回収努力は無益であることの立証が必要である。

(3) 6902条一立証責任

租税裁判所では、IRSは申立人が「納税者の財産の譲受人として責任を負う」ことを証明する責任を負うが、譲渡人である納税者が納税義務を負っていたことを証明する責任は負わない (6902条a項)。すなわち、納税者が納税義務を負わないことの立証責任は、譲受人側にある。その代わりに、6902条b項は、譲受人が納税者が納税義務を負わないことの立証を果たすため、譲受人は、租税裁判所に申し立てをして納税者の帳簿等を調査する権限を認めている

(4) Boris I. Bittker & Lawrence Lokken, Federal Taxation of Income, Estates and Gifts, November 2024, (WG & L, データベース Westlaw Classic, 以下「Bittker & Lokken」という。) ¶113.10.1 (*2). なお、(*2) というのは、データベース上の区切りを示す番号である。

(5) Id.

(6) Scott v. Comm'r, 117 F2d 36 (8th Cir., 1941)

(7) 規則301.6901-1(b)

(8) Saltzman & Book, IRS Practice & Procedure, October 2023 (WG & L, データベース Westlaw Classic) 17.02 (*2)

(9) Bittker & Lokken ¶ 113.10.1 (*2)

(10) Charles E. Smith & Sons v. Comm'r, 184 F2d 1011 (6th Cir. 1950)

(11) 過大退職給与については東京地判平9・8・8 (判時1629号43頁) が第二次納税義務を認め、過大配当については、東京地判平26・6・27 (訟月61巻2号477頁) がこれを認めている。

のである。

我が国では、二次義務の告知処分⁽¹²⁾の取消訴訟において、主たる納税義務の存否や範囲を争うことができないとされているが、米国ではこの点争えるとされているのである。

結局、租税裁判所においては、IRSは、①譲渡者への財産の譲渡、②譲渡が不十分な対価で行われたこと、③譲渡者が譲渡時又はその結果として支払不能であったこと、④譲渡された財産の価値、⑤譲渡者が支払うべきとされる税金が支払われていないことを示すこととなる。⁽¹³⁾

2 譲受人責任を決定する実体法一州法か連邦法か⁽¹⁴⁾

(1) 1931年Phillips事件最高裁判決

ア 事案の概要

A社は、1919年に全財産を株主に分配した後に解散した。その後、IRSが1918年分及び1919年分の法人所得税の課税をした。IRSは、一部を徴収した後、A社の25%株式を有していたX社から残部全額を徴収しようとして通知をした。しかし、IRSは、他の州に所在する株主には通知をしなかった。

複数の譲受人がいる場合に、一人の譲受人のみ譲受人責任を追及するのが適法であるかが問題となった。

イ 判旨

譲受人敗訴。

最高裁（Brandeis判事執筆）は、全員一致で、譲受人が受け取った財産の範囲で責任を負うとし、X社だけに責任を追及した処分を適法とした。

さらに、譲受人の「法律上または衡平法上の」責

任を州法に依存させることで、州法の違いが譲受人の責任に影響するため合衆国憲法1条8節(1)が定める均一であること（uniform）に違反していると争われた。しかし、最高裁は、「連邦税の範囲や発生率は、州法の違いによって影響を受けることが少なくないが、そのような違いは、課税権の委譲に対する憲法の禁止や地理的均一性の要件を侵害するものではない。」として、違憲ではないとした。

(2) 1958年Stern事件最高裁判決⁽¹⁵⁾

ア 事案の概要

Xは、死亡した夫Aの妻であるが、Aの遺産が納税不足額を支払うには不十分であったため、IRSは、Aの生命保険の受取人であったXが、保険金と解約返戻金の譲受人として納税義務を負うと主張した。

しかし、ケンタッキー州法では、生命保険の受取人は、亡くなった被保険者の債権者に対して、被保険者が債権者を欺いて支払った保険料の範囲内でのみ責任を負うと規定されていたところ、Xは、夫Aが債権者を欺いて保険料を支払っていなかったということで、IRSに対して責任を負わないと主張した。

イ 判旨

譲受人勝訴。多数意見は、Brennan判事が執筆した。これに対し、Black判事、Warren長官及びWhittaker判事が反対した。

(ア) 多数意見

多数意見は、次のとおり、譲受人の責任は州法に基づいて決定されると判示した。

(12) 最判昭50・8・27（民集29巻7号1226頁）は、「第二次納税義務の納付告知は、主たる課税処分等により確定した主たる納税義務の徴収手続上の一処分としての性格を有し、右納付告知を受けた第二次納税義務者は、あたかも主たる納税義務について徴収処分を受けた本来の納税義務者と同様の立場に立つに至るものというべきである。したがって、主たる課税処分等が存在又は無効でないかぎり、主たる納税義務の確定手続における所得誤認等の瑕疵は第二次納税義務の納付告知の効力に影響を及ぼすものではなく、第二次納税義務者は、右納付告知の取消訴訟において、右の確定した主たる納税義務の存否又は数額を争うことはできないと解するのが相当である。」としている。

(13) Poinier v. CIR, 86 TC 478, 486 (1986), aff'd in part and rev'd in part, 858 F2d 917 (3d Cir. 1988).

(14) Phillips v. CIR, 283 US 589, 597 (1931)

(15) CIR v. Stern, 357 US 39, 45 (1958)

「[第6901条の法定前身]は、実質的な責任を創設または定義するものではなく、政府が税金を徴収するための新しい手続を規定するにすぎない。…したがって、[6901条]は純粋に手続的な法律であるため、我々は実質的な責任の定義について他の情報源に目を向けなければならない。連邦法にはそのような責任を定義するものがないので、我々はその定義について連邦判例法か州法かの選択を迫られることになる。…議会は、責任の統一を望んでいないため、連邦決定法を作ることは、このようなケースでは不適切であると思われる。多様なケースにおいて、連邦裁判所は、州が作り出した権利、義務、および責任を定義する際に、現在、州の決定法を適用しなければならない。…もちろん、民間の債権者によって提起された多様な訴訟においてもそうであろう。連邦裁判所は、多様な訴訟における債権者の権利という大きな分野のために、もはや連邦判決法の体系を形成していないので、債権者としての政府による訴訟という小さな分野のためにそのような努力をすることは、必然的に一時的なものとなるであろう。すべての債権者に影響を与える状況の変化に絶えず適応している柔軟な関連する州法が存在する場合、そのような努力は明らかに正当化されない。したがって、我々は、議会在反対の立場を表明するまでは、責任の存在と範囲は州法によって決定されるべきであるとする。」(下線筆者)と判示した。

(イ) 反対意見

これに対し、反対意見 (Black 判事執筆) は、譲受人責任が州法で決定されるとすると不公平になるとし、連邦法で統一的に決すべきとし、「今回のように、議会在譲受人の納税責任を定義する基準を定めていない場合には、連邦裁判所自身が、政府収入の徴収を公正に実施する統一的な規則 (a

uniform body of controlling rules) を作成すべきである。」(下線筆者)とした上、保険契約の解約返戻金は、保険金ではなく、連邦税法上の被保険者の財産であるとするのが判例⁽¹⁶⁾であるとし、被保険者の死亡により保険金受取人に移転するとして、本件では、被保険者 (A) が死亡する直前の保険の解約返戻金の範囲内で、被保険者の保険の受取人である X に譲受人責任があるとした。

(3) 小括

譲受人責任を決定する実体法が、州法か連邦法であるかの問題は、州法で譲受人の責任の有無について違いがある場合に問題となる。州法によるとすると、州によっては、その責任の有無にばらつきが出ることとなる。これに対し、Stern 事件最高裁判決の反対意見は、連邦法によるとして統一的に責任の有無を決すべきとする。しかし、そのような統一的な連邦法が存在しない場合も多く、連邦裁判所の判例を形成するのも非常に困難である。

我が国では、民法や商法が統一的に適用されるのでこのような問題は生じず、連邦制を採る米国特有の問題である。米国でも統一的な適用が望ましいと考えられるが、実際上は非常に困難であり、Stern 事件最高裁判決の多数意見が判示するとおり、州法によるとせざるを得ないと考える。

第3 Midco取引

1 Midco取引の意義

(1) Midco取引の契機

Midco取引は、1986年の歳入法典の改正で、それまでのGeneral Utilitiesドクトリンが否定されたことに端を発している⁽¹⁷⁾。General Utilitiesドクトリンというのは、1935年のGeneral Utilities事件最高裁判決⁽¹⁸⁾に由来する原則であるが、会社清算に伴い株

(16) United States v. Bess, 357 U.S. 51 (1958)

(17) Robert W.Wood, "The Boomerang Tax Problem of Midco Acquisition—Part 1", Tax Notes, October 8, 2012, at 211

(18) General Utilities & Operating Co. v. Helvering, 296 U.S. 200 (1935). 本判決の詳細は、金子宏『所得税・法人税の理論と課題』(租税研究協会, 平成22年) 137~139頁を参照されたい。

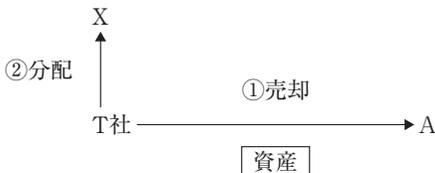
主に資産を分配した場合「分配は売却でない」として当該法人や株主に対するキャピタル・ゲイン課税ができないとする原則である。しかし、1986年の歳入法典の改正で336条が制定され、清算に伴う分配をした場合も当該法人や株主に課税されることとなった。

この原則が否定されたことにより、多額の含み益のある資産を保有している法人を売却する当たり、当該法人を清算することによって課税の軽減する方法が採られなくなったのである。

そこで、考え出されたのが、Midco取引である。そもそも会社を売却するに当たっては、(i)当該会社の資産を売却する形で行う場合、(ii)当該会社の株式を売却する形で行う場合とがある。⁽¹⁹⁾

まず、(i)の資産を売却する場合は、対象となっている会社をT社(Target Co., 対象会社)とし、その株主をX、第三者をA(Acquiror, 取得者)とすると、下図のとおり、T社の資産をAに売却する場合である。

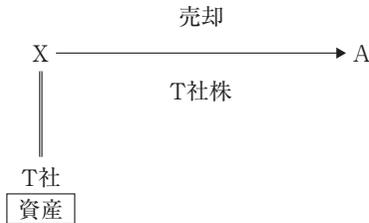
(資産売却)



この場合、売主であるT社は、当該資産の値上がり益を認識し、買主Aは当該資産のその価格を基準額としてを計上する。その後、T社が清算の有無にかかわらず、税引き後の売却代金を株主Xに分配すると(上図②)、Xは、法人の利益(E&P)から支払われた金額に対して課税され、さらに、株式の基準額を超えて受け取った金額に対しても課税されることとなる。

次に、(ii)の株式を売却する場合は、下図のとおり、XがT社の株式をAに売却する場合である。

(株式売却)



この場合、売主である株主Xは、株式売却益を認識するが、T社の資産の値上がり益は認識されず、一方、買主Aは、当該株式の取得原価を認識するが、T社の資産の基準額は変更されない。そのため買主Aが将来T社の資産を売却する場合には、買主Aが当該資産に対するキャピタル・ゲイン課税を受けることとなる。

そこで、一般には、売主は、資産の値上がり益が認識されないので株式を売却する(ii)の方を好み、買主は、資産の値上がり益が認識されて資産の基準額となることから(i)の資産の売却の方を好むとされているが、他方、(ii)の株式売却の場合には、一般には、Xと買主Aとの間の売買代金は、買主Aが将来当該資産を売却した場合の所得税分を控除して割安で取引されている。⁽²⁰⁾

このような売主側と買主側とでの会社売却の場合の課税の違いが、Midco取引が用いられる理由となっているのである。⁽²¹⁾

(2) Midco取引の狙い

MidCo取引は、最終的には、T社の資産をAに売却するために、Midcoを間にいれ、XがT社の株式をMidcoに売却し、MidcoがT社の資産をAに売却するとの取引である。

これにより、前記(1)の(i)の資産の売却によるT

(19) Bittker & Lokken ¶ 95.2.1 (*1)

(20) 後記Diebold事件巡回裁判所判決も、このような実務上の取扱いについて認めている。

(21) Wood, supra., Tax Notes, October 8, 2012, at 211

社やXに対する課税を免れるとともに、(ii)の株式売却による割引なしで取引を行おうとするものである。

なお、Midcoも、Aへの資産の売却代金よりもXからの株式の購入代金を若干低額にすることにより差額を手数料として受け取ることとなり利益を得ることとなる。しかし、Midcoは、Aへの資産の売却による譲渡益を相殺する税務上の属性を有しているため課税を免れるばかりか、資産も有していないために徴収も回避することとなる。

2 Midco取引に対するIRSの対応

(1) IRSの立場

IRSは、上記のようなMidco取引による租税回避や徴収回避に危機感をもち、2001年に通知⁽²²⁾を發し、Midco取引がタックス・シェルターであり、Midcoは、資産の売却による譲渡益を相殺する税務上の属性(損失控除)を主張できないとした。

しかし、IRSがT社に対し課税処分をしたとしても、T社には既に資産がないので徴収が空振りになってしまうこととなった。そこで、IRSは、T社の株主で株式の売主であるXに対し、6901条に基づき徴収できると主張するようになったのである。すなわち、株主XがMidcoにT社の株式を売却したのは、T社の清算を前提にしているとして、XがMidcoから受け取った売却代金をT社の清算による分配金であるとし再構成し、Xが6901条の「譲受人」に当たると主張するようになったのである。なお、「譲受人」といっても、「分配を受けた者(distributee)」である。

我が国の徴収法39条でいうと、主たる納税義務者は、T社であり、二次義務者をT社の株主Xとするのである。ここで売主である株主Xを6901条の「譲受人」とするため、Midco取引を経済実質で引き直

すことが必要となり、substance-over-form doctrineの適用が問題となるのである。

具体的には、IRSは、6901条の適用に当たり、第1のブロング(分枝)として、同条の「譲受人」に当たるか、第2のブロングとして州法上責任を有するかの2段階で判断すべきとし、第1のブロングについては、連邦税法上の問題であり、substance-over-form doctrineの適用により対象取引を再構成できるとし、株主XがMidcoから受け取ったT社の株式の売却代金をT社の清算による分配金であると再構成をし、その上で第2のブロングに当たるかを判断すべきとし、これが詐害的な取引であるとして、株主Xに譲受人責任を追及するとの手法を採ったのである。ここで特徴的なのは、株主Xを「譲受人」と再構成することである。

(2) 裁判所の判断

これに対し、裁判所の判断は分かれ、結論としては、2012年Starnes事件巡回裁判所判決⁽²⁴⁾を除いて、株主Xの譲受人責任を認めるものが大勢を占めている。

IRSの主張とは異なる法的構成ではあるが、結論として譲受人責任を認めるべきとした代表的な判例として、次のDiebold Foundation事件巡回裁判所判決がある。

3 2013年Diebold Foundation事件第2巡回区裁判所判決⁽²⁵⁾

(1) 事案の概要

ア T社(Double D Inc.)は、Dorothy夫婦信託(Dorothy R. Diebold Marital Trust)とDiebold財団(Diebold Foundation, Inc.)との2人の株主を持つニューヨーク州設立の普通法人(C Corporation)として課税される人的持株会社(personal holding company)である。このうち

(22) Notice 2001-16

(23) IRSの立場に基づくT社に対する課税処分は、2008年Enbridge事件連邦地裁判決(Enbridge Energy Co. v. US, 553 F. Supp. 2d 716 (SD Tex. 2008))で是認されている。

(24) Starnes v. CIR, 680 F.3d 417 (4th Cir. 2012)

(25) Diebold Foundation, Inc. v. CIR, 736 F.3d 172 (2d Cir. 2013)

本件の原告は、T社の株式の3分の1を保有しているDiebold財団であるが、これを「X」といい、T社の株式の3分の2を保有しているDorothy夫婦信託と併せて、「Xら」という。

Dorothy夫婦信託については、IRSは、これを導管であるとし、個人であるDiebold夫人が株主であると認定して、Diebold夫人に対し譲受人責任を追及し、これは別件訴訟で争われた。しかし、2010年10月26日租税裁判所判決⁽²⁶⁾で、株主は、Diebold夫人ではなくDorothy夫婦信託であるとされ、Diebold夫人の勝訴となった。これに対して、IRSが控訴しなかったため、本件のとおり、T社の株主の1人であるDiebold財団に対する譲受人責任だけが問題となっているのである。

T社は、現金2,120万ドル、経営農場630万ドル、上場有価証券2億9,140万ドルなど、時価ベースで約3億1,900万ドルの資産を所有していた。経営農場や有価証券は、かなりのキャピタル・ゲインが生じていたため、これらの資産を売却すれば、8,100万ドル相当のキャピタル・ゲインに対する納税義務が発生することが予想された。

そこでMidco取引を行うこととし、Xらは、仲介者として、Sentinel Advisors LLCを見つけ、1999年6月17日、XらとSentinelは、T社の資産価値の約97%で株式を売却することに合意する契

約書に署名した。もしXらが、租税を負担しなければならなかったとしたら、実現した割合は74.5%に低下したと考えられる。資産の97%は3億900万ドル、74.5%は2億3,800万ドルで、その差は約7,100万ドルであった。

その後、Sentinelは、Midco (Shap Acquisition Corp. II) を設立し、銀行ローンを通じて資金調達した資金で、下図のとおり、1995年7月2日、株主XらからMidcoにT社の全株式を3億900万ドルで売却を受けた(下図①)。

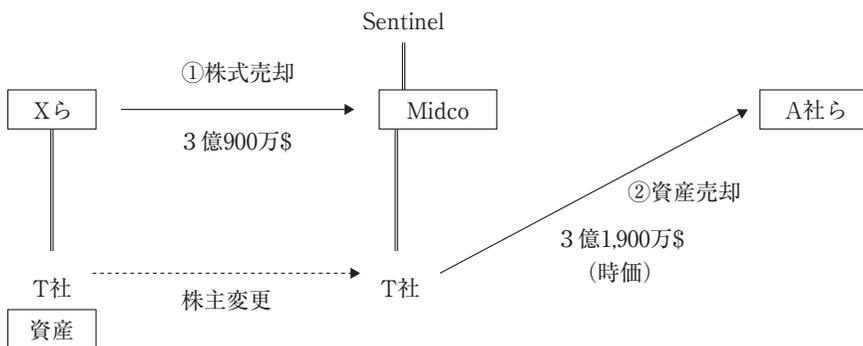
さらに、MidcoがT社の代理人として第三者であるA社ら(Morgan Stanley, Toplands Farm LLC)に有価証券や農場を3億1,900万ドルで売却した(下図②)。

なお、Sentinelは、その売却代金で銀行からの融資を返済し、1000万ドルの利益を得た。

本件での関係者は、全員申告書を提出している。まず、Xらは、T社株式を売却した分について適時に申告書を提出した。

T社は、1999年7月1日から1999年7月2日までの短期課税年度の法人申告書を提出し、解散した。T社の資産売却はこの申告書には含まれていなかった。

一方、Midcoは、2000年6月30日に終了する課税年度の確定申告において、T社と連結申告を行



(26) Diebold v. Commissioner, T.C. Memo. 2010-23

い、T社の資産売却によるキャピタル・ゲインをすべて計上した。しかし、Midcoは、この申告書において、このキャピタル・ゲインによる利益は、タックス・シェルター (Son-of-BOSS) による損失によって完全に相殺され、納税義務はないとの申告をした。

ウ これに対し、IRSは、2006年3月10日、T社に対し、1999年7月2日の課税年度分について所得税及び加算税合計約1億ドルの不足通知を發した。その時点でT社は解散していないものの、その資産はなくなっていた。T社は、上記不足通知に異議を申し立てはしなかったが、IRSは、T社からは税金を徴収できなかった。

そこで、IRSは、主たる納税義務者であるT社からこれ以上の徴収努力は無駄であると判断し、6901条に基づき、まず2007年8月7日、前記アのとおり、株主の一人とされているDorothy夫婦信託がDiebold夫人であるとして譲受人とする処分をし、次いで、2008年8月7日、株主Xを譲受人とする処分をした。正確にいうと、Xは、2001年1月29日に解散し、新たに設立されたSaulus Mundi Foundationほか2財団にその財産を均等に分配した。それで、IRSは、Xを「譲受人」とするとともに、上記3つの財団を譲受人の「譲受人」とする処分をしている。

なお、ニューヨーク州統一詐欺譲渡法 (New York Uniform Fraudulent Conveyance Act, 以下「NYUFCA」という。)⁽²⁷⁾の関連する規定は、次のとおりである。

○270条

「譲渡 (conveyance) には、金銭の支払い、権利移転 (assignment)、解除、譲渡 (transfer)、リース、抵当権、有形・無形財産の質権及び先取特権や担保権の設定が含まれる。

○272条

公正な対価とは、財産または債務に対して与えられるものであり、..... (中略)そのような財産又は債務と公正に等価な対価として、誠意 (good faith) をもって、財産が譲渡され、又は先行債務が弁済されることである。

○273条

債務超過に陥った、又は陥ろうとする者が負担したすべての譲渡 (conveyance) 及び債務 (obligation) は、公正な対価 (fair consideration) なしに譲渡又は債務が負担された場合、その者の実際の意図 (actual intent) にかかわらず、債権者に対して詐害行為 (fraudulent) となる。

※下線筆者

(2) 判旨

ア 2012年3月6日租税裁判所判決⁽²⁸⁾

X勝訴。

租税裁判所は、Xについて譲受人に当たると判示した。

しかし、租税裁判所は、T社の代表者が、Midcoにおいてある種の税務戦略に取り組むという計画について認識していた程度では、代表者が取引の状況を更に調査する必要はないとして、Xは、NYUFCAに基づく未払いの納税義務について責任を負わないと結論付けた。

(27) 1918年、州法統一全国協議会 (National Conference of Commissioners on Uniform State law) はUFCAを公布したが、NYUFCAは、最初に公布された統一法のひとつである。この法律は、英国議会が1570年に制定した「エリザベス法令 (The Statute of Elizabeth)」に基づいて制定された詐欺的譲渡禁止法のいくつかの流れを調整しようとするものであったとされている。NYUFCAの当時の条文は、Bruce A. Markell, “Substance Over Form in Fraudulent Transfer Law: Diebold Foundation *nc. v. Commissioner*”, Bankruptcy Law Letter Vol. 34, Issue 2 (2014) を参考にした。

(28) Salus Mundi Foundation v CIR, T.C. Memo. 2012-61. Salus Mundi Foundationは、本文(1)ウのとおり、Xから分配を受けた譲受人の譲受人であるが、Xの提起した訴訟も併合して審理されている。

IRSが控訴した。

イ 巡回裁判所判決
破棄差戻し。

IRSは、前記2(1)の立場に基づき、まずは、第1のプロング（譲受人該当性）を判断し、その上で第2プロング（許害性）を判断すべきであると主張した。

(ア) 第1のプロング

これに対し、巡回裁判所は、「最高裁判所は、Stern事件において、6901条の前身である規定〔筆者注・旧311条〕は『実質的な責任を創設も定めもせず、政府が徴税するための新たな手続を提供しているにすぎない』と認識した。」とした上、「連邦税法で再構成された取引に基づいて州法上の責任が評価されるというIRS長官の主張を受け入れるとすれば、我々はIRSを『州法上の通常の債権者』とは実質的に異なる立場に置くことになる。…長官が主張する解釈では、IRSは連邦法に基づいて取引を破棄し、適用される州法に基づく譲渡に変更することができるが、通常の債権者は譲受人から回収するために州法に基づいて取引を破棄する必要がある。この違いは、6901条は手続上の法令に過ぎず、新たな責任を生じさせるものではないという長年の定説に反して、IRSが主張する立場が連邦法を実質的な責任の決定に持ち込むことを示している。」（下線筆者）として、IRSの主張を排斥した。すなわち、第2の3(2)のStern事件最高裁判決などが、6901条が手続規定にすぎないとしていることに反するとしたのである。

(イ) 第2のプロング

しかし、巡回裁判所は、NYUFCAの下で、「多角的な取引（multilateral transactions）は、適切な状況下では、NYUFCAの下で分析するために、『折りたたまれて（collapsed）』単一の取引として

扱われる可能性があることを認めている。」とし、NYUFCA⁽²⁹⁾についての判例を挙げて、債務者→①譲受人→②譲受人の取引がなされている場合に、債務者→②譲受人の単一の取引と認定するためには、第1に、①譲受人→②譲受人が債権者を害するとの実際の認識をもって再譲渡したこと、第2に、債務者がスキーム全体を「実際に又は推定的に知っていること（actual or constructive knowledge）」を要するとした。

巡回裁判所は、第1の要素は容易に認定できるとし、第2の要素を検討した。そして巡回裁判所は、租税裁判所がすべての事実から状況を判断することを十分に行わなかったとし、「この取引の当事者は非常に洗練された行為者であり、納税義務を制限するために2つの異なる事務所から確固とした弁護士を配備していた。」との事実を重視し、これらの弁護士がMidco取引を知っていたと認められるとした上、さらに、Xの代表者であるDiebold夫人らが、取引の全体構造についての高度な理解をもって、Xの代表者においてMidcoが税負担を吸収することを可能にする税務上の特質について更に調査すべきであったとした。

そこで、巡回裁判所は、Xの代表者にこのような認識ないし推定的認識があるかを判断させるために租税裁判所に差し戻すとの判決をした。

(3) その後の裁判の推移

租税裁判所は、破棄差戻後、IRSを勝訴とし、2018年11月15日に巡回裁判所判決もこれを是認し、最高裁が2019年10月7日に上告を不受理⁽³¹⁾として確定した。

4 その他の裁判例

(1) IRSの立場を是認する裁判例

このようにDiebold事件巡回裁判所判決は、IRSの立場とは異なる理由付けで、T社の株主に譲受人

(29) HBE Leasing Corp. v. Frank, 48 F3d 623 (2d Cir. 1995)

(30) Diebold Foundation, Inc. v. CIR, 753 F.Appx. 57 (2d Cir. 2018)

(31) No.18-1069

責任を問うことができるとした。

しかし、すべての裁判所がIRSの立場を完全に否定しているわけではない。例えば2015年Feldman事件第7巡回区裁判所判決は、6901条は、まず連邦法の下で譲受人の地位を証明し、次に譲受人が州法の下で責任を負うことを示すことをIRS側に要求していると判示した。

また、2015年Slone事件第9区巡回裁判所判決は、納税者が6901条1項の譲受人であるかどうかの判断には、形式よりも実質、経済的実質の原則といった連邦税の原則が適用されると判示した。

(2) 「譲受人」の「譲受人」とする裁判例

さらに、一部の裁判所は、別の理論に基づいて、T社の株主の責任を認めている。T社が最初に資産を売却し、資産売却で認識された利益に対する税金を支払うために十分な現金があるときにT社の、株主がT社株式を売却したと仮定すると、株式の購入者が現金を自分自身に分配し、T社が税金を支払うために十分な資源がない状態になったと考えられる。

そうすると、統一法は、不正な譲渡の受領者に責任を課すだけでなく、状況によっては、譲受人の譲受人にも責任を課していることから、T社株式の購入者は譲受人であるが、元のT社株主は譲受人である購入者 (Midco) の譲受人であると認定される可能性があることとなる。

5 小括

このようにMidco取引に関する判例は、substance-over-form doctrineを用いて元の株主を「譲受人」と再構成した上で衡平法や州法を適用できるかについては、見解が分かれている。

しかし、Diebold Foundation事件第2巡回区裁判所判決が判示するとおり、6901条が手続の規定にすぎないにもかかわらず、IRSの見解だと、同条の「譲受人」を州法と異なる実体法的要件と解することとなり、6901条の目的を超えていると考えられる。その意味では、米国法の視点でみても、筆者としては、Diebold Foundation事件第2巡回区裁判所判決が相当と考える。

第4 我が国へのインプリケーション

1 第二次納税義務の法的性格

米国におけるMidco取引の判例の動向は、我が国の第二次納税義務にいくつかのインプリケーションがある。

まず、我が国の徴収法39条の法的性格をどのようにみるかで、インプリケーションがある。

第1のとおり、我が国の第二次納税義務制度は、昭和34年の徴収法の改正で一新されたものであり、特に徴収法39条は、民法424条の詐害行為取消制度と同様の制度であったが、主観的要件を不要として行政処分として簡易迅速に執行できることを目指したものである。

このような改正経緯からみて、(A説) 詐害行為取消権の代替として要件を緩和したものであるとする見解が一般的であるが、(B説) 立法の動機としては詐害行為取消権の代替であったが、できあがった制度としてみると詐害行為取消よりも一種の不当利得返還であると考えられるべきであるとする見解もある。A説は、昭和34年の徴収法の改正に関与した財務省の関係者らによる見解であるが、B説は、改正後に実際に徴収事件に携わった国税庁の関係者ら

(32) Feldman v. CIR, 779 F3d 448 (7th Cir. 2015) (裁判所はまず、連邦税法の原則を用いて取引が事実上の清算であると判断した)。

(33) Slone v. CIR, 2015 WL 5061315 (9th Cir. 2015)

(34) このような状況下で譲受人の譲渡責任を認めた裁判例としては、Frank Sawyer Trust v. CIR, 712 F3d 597 (1st Cir. 2013) (マサチューセッツ州) がある。

(35) 吉国二郎ほか『国税徴収法精解令和6年改訂版』(大蔵財務協会、令和6年) 377-378頁

(36) 浅田久治郎ほか『租税徴収実務講座3第2次改訂版』(ぎょうせい、平成22年) 98頁

による見解である。

筆者は、第二次義務者が特殊関係者の場合には、「利益を受けた限度」であるのに、それ以外の者の場合に「利益を受けた限度」に減縮されるのは、民法703条の「善意」と「悪意」の場合の立証構造と同じ構造であることから、従前はB説を採るべきであるとしていた。⁽³⁷⁾

しかし、その後第二次納税義務の様々な裁判例を検討する過程で、問題となっている行為の詐害性が重要な位置を占めていると考えるに至った。さらに、米国の譲受人制度では、実体要件は衡平法や州法に基づいているが、いずれも他の債権者を害する詐害的行為を対象とするものである。第二次納税義務の法的性格は、やはり詐害行為取消権の代替とみる考え方が妥当である。そこで、本稿をもって、筆者は、従来の説を改めA説を採ることとする。

2 徴収法とMidco取引

Midco取引は、我が国でも行われ得るであろうか。Midco取引は、滞納会社の資産への滞納処分を免れるため、中間会社を間に入れて、中間会社が滞納会社の株式を取得し、その後中間会社が第三者に滞納会社の資産を売却するとのスキームであるが、このようなスキームは、我が国でも可能と考えられる。

しかし、我が国では、IRSが主張しているような元の株主を「譲受人」と再構成することは、私法関係を無視することとなり困難である。そこで、徴収法34条（清算人等の第二次納税義務）、徴収法36条（実質課税額等の第二次納税義務）及び徴収法40条（偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務）の検討をすることとなる。

(1) 徴収法34条、36条3号

徴収法34条は、法人が解散した場合の規定であ

り、Midco取引のスキームでは、滞納会社が解散しているとはいえないので適用は困難である。

一方、徴収法36条3号は、法人税法132条の規定などにより否認された納税者の行為につき利益を受けた者が第二次納税義務を負うと規定している。例えば、法人の資産を不当に低い価額で役員に売却し、通常であれば売却益が生じるのに売却損が生じるような場合に、法人税法132条でその行為を否認することにより、通常の時価で売却したものとして所得計算するが、当該役員が第二次納税義務を負うこととなる。⁽³⁸⁾しかし、Midco取引のスキームは、このような事案ではないために、徴収法36条3号の適用も困難である。

(2) 徴収法40条

令和6年度の改正で、徴収法40条が新たに制定され、偽りその他不正の行為により国税を免れ又は国税の還付を受けた会社とその国税を納付していない場合において、徴収不足であると認められるときは、その偽りその他不正の行為をしたその会社の役員等は、その偽りその他不正の行為により免れ、若しくは還付を受けた国税の額又は会社の役員等が移転を受けたもの及びその役員等が移転をしたものの価額のいずれか低い額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負うこととされた。⁽³⁹⁾

この「役員等」とは、親族等と併せて50%超を保有している役員とされており、Midco取引のスキームにおける元の株主と同じ立場である。

しかし、徴収法40条は、会社が架空経費の計上などの偽り不正行為に基づき過少申告したが、後に更正処分ないしは修正申告により真実の税額が確定した場合に、架空経費の計上などにより会社の現金等が役員等に移転したことにより会社に対する法人税が徴収不足となった場合に、そのような不正行為を

(37) 今村・前掲法務研究12号8頁

(38) 浅田・前掲徴収実務講座3第2次改訂版85-86頁

(39) 同条の制定理由等は、『令和6年度改正税法のすべて』837-839頁を参照されたい。

した役員等に二次義務を課すものである。⁽⁴⁰⁾

一方、Midco取引は、会社が直接第三者に値上がりしている資産を売却すると会社に課税されることから、株主が会社の株式をMidcoに売却し、Midcoが第三者に資産を売却するものである。当該会社や株主は、会社が保有している資産の値上がり益についての課税を免れ、値上がり益が実現した利益は、株式売却の際の上乗せ分として株主に移転している。その意味では、徴収法40条が問題としている行為と類似している点もある。しかし、徴収法40条は、「偽りその他不正の行為」であり、前記2(1)でIRSが主張しているようなMidCoへの株式売却とMidcoの資産売却を一連のものとしてみて清算と再構成するのは、我が国では無理であり、適用は難しいと考える。このような問題点はあるが、徴収法40条は、Midco取引のスキームを検討する手掛かりとはなるであろう。

なお、本稿は、法務省と国税庁の共催で実施している「徴収実務研究会」の300回記念講演に基づくものである。

第5 結び

以上、米国の譲受人責任制度を検討してきたが、滞納者の徴収回避への対抗は、どこの国でも同様に生じている問題である。本稿では、このような対抗の一つとして、Midco取引に対する米国のIRSの取組みを紹介したのである。

一方、賦課の分野では、国際課税の問題が注目されているが、徴収の分野でも、在外滞納者が増加していて、行政共助条約を使った徴収なども活用されているところである。⁽⁴¹⁾ 我が国では、ややもすると徴収関係は国内法に目が行って国内法に限定した議論がなされてきたが、今後は、徴収の分野でも目を世界に向けて、国境を越えた徴収や外国法にも関心を向けるべきと考えている。

本稿が、その意味で多少とでも貢献できれば幸いである。

(40) 前掲令和6年度改正税法のすべて839頁の参考図表を参照されたい。

(41) 行政共助条約に基づく徴収共助については、高浜智輝「税務行政執行共助条約における徴収及び保全共助について」税大ジャーナル（令和7年1月27日掲載）を参照されたい。

